

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

藤原兼仲『勘仲記』を観る

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 古記録, 勘仲記, 藤原兼仲, 広橋家, 藤波家 作成者: 高橋, 秀樹, Takahashi, Hideki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000693

藤原兼仲『勘仲記』を観る

高橋秀樹

はじめに

文永十一年（一二七四）の『兼仲卿曆記』を翻刻紹介して以来、藤原兼仲の日記『勘仲記』との付き合いは二十四年になる。その間、二〇〇八年からは、二一三年に二冊のペースで『史料纂集 勘仲記』（八木書店）を刊行してきた。

兼仲自筆本を底本とする『史料纂集 勘仲記』は、兼仲による文字修正の跡を可能な限り復元し、文字列情報以外の情報、たとえば挿入や意図的な改行を示し、空白の空き具合も注記す

るなど、印刷版面の制約がある中で、記主の筆録意識をなるべく残すように工夫している。これは活字化された文字列情報のみを重視してきた従来の古記録研究に対する批判であるとともに、日記原本の形態や記主の筆録意識に注目する尾上陽介氏や筆者が志向する古記録研究の方向性と軌を一にするものである。^① また近年、公家文庫研究が盛んになるなかで、『勘仲記』を含む広橋家旧蔵の史料群を総体的に捉えようとする動きがあり、二〇二〇年度から国立歴史民俗博物館の共同研究「『広橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する研究」（研究代表者家永遵嗣）が始まった。この「広橋

家旧蔵記録文書典籍類」を一時所有していた神宮祭主藤波家の史料群についても、二〇一九・二〇二〇年度に東京大学史料編纂所一般共同研究「藤波家旧蔵史料の調査・研究」(研究代表者高橋秀樹)が行われ、その成果の一部は、オンライン研究集会「藤波家旧蔵史料調査の成果と課題」(二〇二一年三月二十七日実施)で公表されている。

こうした研究活動のなかで、筆者は、『勘仲記』自筆本の原本調査を通じて、『勘仲記』の現状や伝来過程、記主兼仲の筆録意識・筆録方法について多くの知見を得てきた。鎌倉時代の古記録のひとつの例、なかでも藏人・弁官クラスの日記のあり方を示す好例として、『勘仲記』を取り上げ、その日記としてのあり方について述べたいと思う。

一、『勘仲記』の現状・伝来・原初形態

國學院大學所蔵藤波家文書の『藤波広橋両家ノ古文書調』によれば、広橋家に伝来した家記・家伝文書以下の重書は、明治四十年(一九〇七)に三万五千円の抵当として藤波家の所蔵に帰した。⁴⁾この時の藤波家当主言忠は、広橋胤保の二男として生まれ、伊勢神宮祭主藤波教忠の養子となった人物で、広橋家の

家督は弟賢光が継いでいた。その後、約十年を経て、藤波家にあった広橋家旧蔵書は大正六年(一九一七)九月までに岩崎文庫の所蔵となった。⁵⁾古書店主村口半次郎の談によれば、売価は十万円だったという。⁶⁾大正六年の識語がある佐々木信綱「岩崎文庫所蔵明恵上人歌集に就きて」には「昨年十一月、藤波子爵家にて、その前月京都にて発見せられし広橋伯爵家旧蔵の古典籍数百巻を見るを得たり」とあるが、この「発見」とは市場に出たというような意味ではなく、存在が公になったということなだろう。岩崎文庫に収まるのに際して、糊が剥がれていたものをわずか八か月で継ぎ、装潢したという。⁷⁾

この広橋家旧蔵本は、昭和七年(一九三二)までに岩崎文庫から東洋文庫に寄贈された。漢籍を除く史料群の大半は昭和五十八年度から六十二年度に国が買い上げ、国立歴史民俗博物館開館を機に、文化庁から国立歴史民俗博物館へと管理換えされた。⁸⁾さらに平成十六年(二〇〇四)の大学共同利用機関法人人間文化研究機構の発足に伴い、所有権が国から同法人に移っている。その間、『勘仲記』は平成元年に重要文化財に指定された。

現在、国立歴史民俗博物館の「広橋家旧蔵記録文書典籍類」⁹⁾には、自筆本の『兼仲卿記』七十七卷(753~827)、『兼仲卿曆

記』六卷(830～834)が含まれ、その後、巷間に流出していた断簡二紙(HT173)、『正安二年曆記』一卷(未登録)が追加購入された。また、異筆の『興福寺上棟別記』(20)があり、『広橋家所伝記録雑纂』(935)には『勘仲記』の写や目録の断簡が、『日記并記録目録』(728)には目録の一部が残されている。

このほか、下郷共済会の広橋文書や東京理科大学近代科学資料館下村文庫に自筆本断簡があり、自筆本が残っていない時期の日記逸文が宮内庁書陵部の柳原本『大嘗会部類』に収められている。国立公文書館を始めとする複数の機関に『勘仲記』の写本が所蔵されているが、それらは江戸時代末期に作成された広橋家現蔵の複本をもとに明治期に転写されたもので、『広橋家所伝記録雑纂』の写以外に、中世にさかのぼる写本は確認できない。以上の自筆本を中心とする現況と記主兼仲の官職等をまとめたのが別表である。

この別表には、年次、兼仲の年齢、現況(歴博架蔵番号、日次記・曆記・断簡等の別、所収月日、紙数)を示し、「原題」には端裏書や原表紙の題、巻首目録の有無を、「中闕」には現装訂において本紙がつかっていない欠損箇所の有無を、「奥書」には巻末奥書の有無を、それぞれ記号で示し、「綴合」には修補時の継ぎ直しの有無を示す表紙題簽の朱書について表記

した。「藤波家蔵文書記録目録」欄には、後述する目録に記載されている『勘仲記』のデータを示している。

「広橋家旧蔵記録文書典籍類」の『勘仲記』自筆本は八十三巻プラス新規購入一巻の八十四巻から構成されているが、これが広橋家所蔵時代・藤波家所蔵時代からの姿ではない。数度の改装や紛失・流出などによって、『勘仲記』は姿が変化している。とくに岩崎文庫に収まる際に行われた大規模な改装・継ぎ直しによって、大きく姿を変えているのである。

これまでに行われた改装については、原本に痕跡が残されているほか、嘉永三年(一八五〇)に作成された『広橋家記録類目録』(国立公文書館所蔵)や、明治四十年の『藤波広橋両家ノ古文書調』(國學院大學所蔵)、大正初期に作成されたとみられる『広橋家所蔵古鈔本記録文書目録』(東京大学史料編纂所蔵)、大正六年の『藤波家蔵文書記録目録』(東京大学史料編纂所蔵)などの蔵書目録との比較によって、合巻・分巻などが確認できる。なかでも、岩崎文庫に入る直前のあり方を示す『藤波家蔵文書記録目録』は、「日記部類」の「第二十一号函」に『民経記』とともに「文永十一年曆記」一卷を載せ、「第二十二号函」に『勘仲記』に該当する「建治元年日記」から「弘安十一年日記」までの六十七巻、「第五号函」に「正応元年日記」

別表 『勤仲記』の残存状況と藤原兼仲略年譜

年 (西暦)	年齢	歴博番号/種類/所収月日(紙数) ※他機関所蔵断簡・逸文	原題	中関	奥書	綴合	藤波家蔵文書記録目録 (*印は奥書記載あり)	兼仲略年譜
文永11 (1274)	31	830曆記(51) ※柳原本大嘗会部類「兼頼朝臣記目六」1019~1025	—	×	○	元	文永十一年曆記0101~1230*	0415父経光卒 0604勘解由小路亭焼 0617源親時女と結婚
建治元 (1275)	32	753-1日次1021~29(22) 753-2日次1101~30(31) 754日次1201~18(7)	×	×	○	—	建治元年日記1021~1130 建治元年日記1201~1217*	1128兼平家政所別当
建治2 (1276)	33	755日次0101~0226(31) 756日次0701~0929(41) 757日次1101~1226(41)	○	○	△	改	(0101~0114) 建治元年日記0121~0226 41年代不明日記* 建治二年日記0701~0930* 建治二年弘安四年日記抄 1101~1117 建治二年日記1125~1226*	0709内裏昇殿勅許
建治3 (1278)	34	758日次0101~0329(42)	○	○	△	元	建治三年日記0101~0103 建治三年日記0103~0329	
弘安元 (1278)	35	759日次0501~0715(13) 761日次1001~1207(36)	○	×	○	元	弘安元年日記0501~0512 弘安元年日記1001~1207*	
弘安2 (1279)	36	762日次0101~0229(32) 763日次0301~0501(7) 764日次0701~0930(30) 079興福寺上棟別記 1025~1027(23)	△	×	○	元	弘安二年日記0101~0217* 弘安二年日記抄0301~0501* 弘安二年日記0701~0930* 興福寺上棟別記	
弘安3 (1280)	37	765日次0101~0216(27) 766日次0501~0627(18)	×	×	○	改	弘安二年日記1105~1126 (0101~0110) 弘安三年日記0111~0216* 弘安三年日記5011~0527 (0528~0601) 弘安三年日記0601~0610 (0614~0627)	0206兄兼頼卒(42歳) 0601藏人を所望する
弘安4 (1281)	38	767日次0401~0629(29) 768日次0701~閏0730(26) 769日次0801~0929(11) 770日次欠1013~1223(24)	○	×	○	元	弘安四年日記0401~0621* 弘安四年日記0710~0830 建治二年弘安四年日記抄 閏0703~閏0730* 弘安四年日記0801~0929* 弘安四年日記1014~1018 (1018~1129) 26年代不明日記1201~1223*	
弘安5 (1282)	39	771日次0101~0329(29) 772日次0701~0928(23) 773日次1001~1229(32)	○	○	○	元	弘安五年日記0101~0329* 弘安五年日記抄0701~0802 弘安五年日記0807~0928* 弘安五年日記1001~1229*	0129亀山院司として 初めて神事を奉行す る
弘安6 (1283)	40	774日次0101~0329(50) 775日次0401~0630(21) 776日次0701~0904(11) 777-1日次1001~1109(25) 777-2日次1110~1220(19)	○	×	○	元	弘安六年日記0101~0329* 弘安六年日記0401~0630* 弘安六年日記抄0701~0904* 弘安六年日記1001~1220*	
弘安7 (1284)	41	831曆記(45) 778日次0201~0230(25) ※下郷共済会断簡0219 779日次0301~0329(24) 780日次0401~閏0429(28) 781日次0501~0529(11) 782日次0601~0630(25) 783日次0701~0830(31) 784日次0901~0929(20) 785日次1001~1130(43) 786日次1201~1229(21)	○	×	×	元	弘安七年曆記0101~1229 弘安七年日記0201~0227 弘安七年日記抄0227~0229 弘安七年日記0301~0324 33年代不明日記25~29* 弘安七年日記0401~閏0429* 弘安七年日記0501~0529* 弘安七年日記0601~0625* 弘安七年日記0701~0830* 弘安七年日記0901~0929* 弘安七年日記1001~1130* 34年代不明日記02~29*	0113藏人 09.16興福寺により 放氏される 10.10繼氏される

年 (西暦)	年齢	歴博番号/種類/所収月日(紙数) ※他機関所蔵断簡・逸文	原題	中興	奥書	綴合	藤波家蔵文書記録目録 (*印は奥書記載あり)	兼仲略年譜	
弘安8	42								
弘安9 (1286)	43	787日次0105～0326(27)	×	×	×	元	弘安九年日記0105～0326		
		788日次0327～0401(31)	×	×	×	元	弘安九年日記0327～0401		
		789日次0401～0529(22)	○	×	○	元	弘安九年日記0401～0529*		
		790日次欠0603～0629(14)	—	×	○	元	31年代不明日記04～29*		
		791日次0701～0929(27)	○	×	○	改	弘安九年日記0701～0716 (0716～0826)		
								弘安九年日記0901～0929*	
		792日次1001～1026(11)	○	×	○	元	弘安九年日記1001～不明*		
793日次1201～②18(25)	○	×	○	元	弘安九年日記1201～②18*				
弘安10 (1287)	44	794日次0201～0229(44)	○	○	○	改	弘安十年日記0201～0211 (0212～0214)		
								弘安十年日記0215～0224	
								弘安十年日記断篇、月読宮宣命	
		H-1763断簡0224	—	—	—	—			
		795日次0301～0430(24)	○	×	○	改	弘安十年日記0301～0316 弘安十年日記0317～0430		
		796日次0501～0529(18)	○	×	○	元	弘安十年日記0501～0529*		
		797日次0601～0630(14)	○	×	○	元	弘安十年日記0601～0630*		
		798日次0701～0729(36)	○	×	○	改	弘安十年日記0701～0713 弘安十年日記0713～0714*		
		799日次0801～0830(23)	○	×	○	改	弘安十年日記0801～0830*		
		800日次0901～10,30(26)	○	×	○	改	(0901～0918) 弘安十年日記0919～1030*	1210石少弁(元藏人)	
正応元 (1288)	45	832暦記(42)	—	×	×	改	36年代不明暦記0101～0210 弘安十一年暦記0211～1229		
		801日次0101～0129(40)	×	○	×	改	弘安十一年日記0101～0110 弘安十一年日記0111～0116 弘安十一年日記0116～0123 (0124～0129)		
		802日次0201～0230(42)	△	×	×	元	弘安十一年日記0201～0230		
		803日次0301～0328(23)	×	×	×	元	弘安十一年日記0301～0327		
		804日次0401～0430(32)	×	×	×	改	弘安十一年日記0401～0421 弘安十一年日記0425～0429	0428改元定	
		935雑纂写断簡0401(1)	—	—	—				
		805日次 欠0511～0529(30)	—	○	×	改	37年代不明日記12～16 正応元年日記0516～0520 正応元年日記不明23～29		
		806日次0601～0629(31)	×	×	×	元	正応元年日記0601～0629		
		807-1日次0701～0813(27)	×	○	—	改	正応元年日記0701～0803		
		807-2日次0813～0828(26)	—	×	×	—	正応元年日記0804～0828		
		H-1763断簡0803～0804	—	—	—				
		808日次0901～0929(13)	×	×	×	改	正応元年日記0901～0929		
		809日次1001～1029(40)	○	×	—	改	正応元年日記1002～1103	1027左少弁 1108従四位下	
810日次1101～1103欠(1)	—	×	—						
正応2 (1289)	46	811日次 欠0101～0228(33)	—	×	○	元	正応二年日記0101～0228*	0113右中弁、従四位上 0224右宮城使	
		812日次0301～0320(6)	○	×	×	元	正応二年日記0301～0320		
		813日次0413～0505(33)	○	○	×	改	正応二年日記0413～0421 正応二年日記0421～0426 正応二年日記0428～0505		
		814日次 欠0701～0713(5)	—	×	×	元	29年代不明日記残欠02～13	0602正四位下	
		815日次0901～1030(53) ※下郷共済会断簡1030	○	×	×	改	(0901～1001) 正応二年日記1002～1018 正応二年日記1018～1030	1018左中弁 ⑩14造興福寺長官、 左宮城使	
正応3 (1290)	47						0113備前権守 0608右大弁、春宮亮 1121左大弁		

年 (西暦)	年齢	歴博番号/種類/所収月日(紙数) ※他機関所蔵断簡・逸文	原題	中闕	奥書	綴合	藤波家蔵文書記録目録 (*印は奥書記載あり)	兼仲略年譜
正応4 (1291)	48	816日次0101~0114(14) 728日記并記録目録 0820~1221 817日次1001~1003(2)	○	×	×	元	正応四年日記0101~0114 正応四年日記1001~1003	0729藏人頭 0802聽禁色
正応5 (1292)	49	728日記并記録目録 0101~1105 935雜纂目録0101~0128(1) 818日次 欠0901~0930(34) 819日次1101~1107(11) 820日次 欠1203~1206欠(1)	—	—	—	—	正応五年日記0902~0914 正応五年日記0922~0930 正応五年日記1101~1107* 89年代不明日記断篇	1105参議
永仁元 (1293)	50	821日次0601~0605(5) 822日次0801~0829(33) 823日次1001~1129(17) 824日次1201~1230(20) 935雜纂目録1018~1129(1)	×	○	○	改	正応六年日記0601~0604 正応六年日記0801~0805 永仁元年日記0807~0816 (0817~0825) 73年代不明日記26~29* 永仁元年日記1201~1230* —	0218遷右大弁 0314従三位 1213權中納言 (5人超越)
永仁2 (1294)	51	833-1曆記0101~0625(42) 833-2曆記0626~1229(36) 825日次0101~0130(49) 826日次0201~0206(7) 827日次0301~0319(16)	△	×	—	改	永仁二年曆記0101~0422 永仁二年曆記0403~1215 (1216~1229) 永仁二年日記0101~0130 永仁二年日記0201~0206 永仁二年日記0301~0319 永仁二年日記1222	1224正三位、 辞權中納言
永仁3	52							01本座
永仁4	53							
永仁5	54							
永仁6	55	※柳原本大嘗会部類 08~12目録						
正安元	56							0412従二位
正安2 (1300)	57	834曆記欠0105~0107(4) (未登録) 曆記0104~0121 ※東京理科大断簡0107 ※国立公文書館写本 0104~0105、0108~0328	—	×	—	改	17年代不明曆記06~07	
正安3	58	※柳原本大嘗会部類						
延慶元	65							0120兼仲卒

【凡例】

閏月は○数字で表記した。

下郷共済会所蔵の年月日未詳断簡は除いた。

原題…◎は端裏書・原表紙と巻首目録を有する巻、○は端裏書・原表紙を有する巻、△は巻首目録を有する巻、—は欠損により確認できない巻を示した。

中闕…○は現装訂において「此間闕」の朱書押紙が付されているなど、本紙がつけられていない箇所がある巻、×はすべての本紙がつけられている巻を示した。

奥書…◎は記主兼仲筆の奥書を有する巻、○は子息光業の奥書を有する巻、△はそれ以外の奥書のみを有する巻、—は欠損により確認できない巻を示した。

綴合…元は表紙題簽に「綴合わせもとのまゝ」など装訂に際して紙継を変更していない旨を朱書する巻、改は「綴合改めたる通り」など紙継を変更した旨を朱書する巻、—は表記がない巻を示した。

藤波家蔵文書記録目録…冒頭にある数字は「第一号函」内の史料番号を示した。

から「永仁二年日記」までの三十巻、計九十八巻を記載する。これによって藤波家所蔵時代の『勘仲記』が巻数の上では現状よりも十五巻多かったことがわかる。加えて「第一号函」として、『勘仲記』を含む「年代不明日記 残欠」「年代不明暦記 残欠」一一七点を掲げている。¹³⁾

この「年代不明日記」「年代不明暦記」には、所収月日や文言の一部が「端云、呂安名尊云々」などと記載されていて、修補時の紙継ぎを復元する手掛かりとなる。別表には、そうした復元を含めて、『勘仲記』の現状と『藤波家蔵文書記録目録』掲載の巻・断簡との対応関係を示した。表のなかで「(010)」「(011)」と記しているのは、現在の巻には正月一日から十四日の記事が収められているが、『藤波家蔵文書記録目録』には該当すると考えられる巻・断簡が掲載されておらず、その部分が復元できないことを示している。

『藤波家蔵文書記録目録』には所収年月日の誤記載があり、「建治元年日記（自正月廿一日至二月廿六日 端奥欠）一卷」とあるのは、「建治二年正月日記」の一部だとみられる。「弘安二年日記（自十一月五日至廿六日 端欠）一卷」「永仁二年日記（十二月廿二日 奥端欠）一卷」の記載があるが、該当する巻は現存分にはなく、『岩崎文庫和漢書目録』（東洋文庫、一九三四年）

にも掲載されていない。いずれも『藤波家蔵文書記録目録』の誤りだろう。また、「正応二年日記（奥欠、巻首云、此巻所々他筆混雑見合可綴改也、日次合ハズ、恐クハ他筆ニアラズシテ綴合ヲ誤レルナラン）一卷」が載っているが、巻首にこの書き入れがあるものは現存しておらず、不明である。おそらく修補に際して綴じが剥がされ、それぞれ該当する巻に綴じ直されたのであろう。「建治弘安御記（断篇）二巻」も同じような処理がなされたと思われる。

こうした綴じ直しが行われた巻の後補表紙題簽には、朱書で「綴合改めたる通り」と書き入れられている。いっぽうで「綴合」とのまゝ、「綴合そのまゝ」、「拈接このまゝ」の朱書き入れがある巻は、綴じの改変が行われていないことを示すと思われるが、別表をみると、「建治三年春記」(758)「弘安四年七月・閏七月記」(768)など、「綴合」欄が「元」であるにもかかわらず、実際には複数巻を綴じ直している巻が見える。このように、「藤波家蔵文書記録目録」との照合によって、改装・綴じ直しによる変化とそれ以前の形がおおよそ復元できるのであるが、『勘仲記』自筆本を原本観察すると、『勘仲記』の原初的なあり方や過去の改装の痕跡も確認できる。

題簽に「拈接このまゝ」と記入されている「弘安五年春記」

(21) の途中には、押紙に朱書で「此間有脱簡歟、(大正六年八月二十六日改)」「此間有脱簡歟、(大正六年八月二十六日改)」と書き込まれていて、装潢をやり直した日付や、その時に落丁の有無が確認されたこともわかる。

現在の『勘仲記』は軸・軸付紙があり、青緑色の紙表紙が付けられている。「広橋家旧蔵記録文書典籍類」の卷子本には共通するこの青緑色の表紙は岩崎文庫に納入される前の改装に際して付けられたもので、それ以前の広橋家・藤波家所蔵時代の表紙は、令和二年度購入の「正安二年曆記」や『後鳥羽院日吉御幸記』(50)に残る洪引紙表紙であった。

さらにさかのぼって、『勘仲記』の原初的な形態は、軸も表紙もなく、継紙を左から丸め込んだ状態で、本紙の端裏に兼仲自筆で「建治二年十一月二両月記」「正応二 九 十」などと所収年月を書き入れた形で保管されていた。別表の「原題」の欄に示したように、すべてではないが、多くの巻にこうした端裏書が残っている。端裏書には年月のみならず、「殿下執事治部少輔」(768)「藏人治部少輔」(796)と、兼仲が署名しているものもある。次の段階として、一部の巻には、兼仲自身が巻首に目録を付した。「原題」欄に◎△の記号を付けたもののうち、「建治二年秋記」(756)は、端裏書「建治二年秋愚記 正五位

下治部少輔兼仲」を書き入れていた本紙の前に一紙を継ぎ、「七月廿二日、昇殿拜賀」「廿四日、初度宇治御出、(奉行、供奉)」と記して目録としている。この目録が付いた状態では、巻いた場合に所収年次が外見上わからないから、これに所収年次を記した白紙の原表紙が付いていたのかもしれない。「弘安二年三・四・五月記」(763)は「弘安二年三・四・五月愚記」と端裏に書いた本紙に、一紙を加え「弘安二年三・四・五月記」の題と「五月一日以後不_レ書奥」の文言を書いている。「弘安二年正二月記」(762)「弘安七年二月記」(778)も現在遊紙のようになっている一紙が自筆目録である。

「永仁元年十二月記」(824)は兼仲自筆の端裏書「永仁元年十二月 権中」がある本紙の前に別筆の巻首目録を備えている。「正応五年十一月記」(819)「永仁二年二月記」(826)「永仁二年三月記」(827)の目録は824とは異なる筆跡である。第三段階として、子孫が利用の便宜を図って目録をつけ、改装した姿があった。

さらに詳細に観察すると、途中に端裏書のある巻が二巻ある。「弘安十年八月記」(799)は二十七日条の「藏人方条々」の途中に当たる二十張の端裏に後世の筆で「弘安十年(自八月廿八日丙戌至卅日戊子)」と書かれており、一時期、二十張から

二十三張の四紙(二十八日、三十日)が分離していたことを示している。『藤波家蔵文書記録目録』には「弘安十年日記(自八月一日至卅日 中間欠、奥云、正和二年四月廿九日抄出了、延慶三年十月廿九日取目六了)一卷」とあるから、大正期には冒頭の十数紙と末尾の四紙は合巻されていて、途中の数紙が欠けていたのだろう。

「正応二年九・十月記」(85)は三十三張の端裏に「正応二年任大臣大饗奉行記」と書き、右肩に「十月十八日」と小書きしている。これは、十月十七日条までと、十月十八日条以下が分離していて、後者が「正応二年任大臣大饗奉行記」という別記として伝来していた時期があったことを示している。その端裏書の筆跡は兼仲とは異なるように見受けられるから、兼仲子孫の所為であろう。『藤波家蔵文書記録目録』が作成された大正六年の段階でも分巻されたままで、その後の修補によって合巻された。

二、目次記と別記

兼仲の父経光の『民経記』には、自筆本『経光卿維摩会参向記』(99・100)、同『経光卿御齋会奉行記』(319)、写本『経光

卿四方拜参仕記』(320)などの書名で伝来する別記が数卷存在するのに対して、『勘仲記』の場合、別記として伝来するのは『興福寺上棟別記』(79)のみである。一時期、「正応二年任大臣大饗奉行記」と称された一巻があったが、これは兼仲の所為ではない。兼仲は別記を作成していなかったのか。現存する『勘仲記』のあり方と、父経光の『民経記』との比較から、考えてみよう。

現存する『勘仲記』のなかで最も古い「文永十一年曆記」(830)正月二十六日条には「晴、御讓位、(在)別」という記事がある。この曆記とは別に龜山天皇の讓位儀を記した記事が存在していたことを示している。ここでは、この「別」が何をさすのが問題となる。

『民経記』においては、曆記と併存する非曆日次記を「別記」と呼んでいたと、尾上氏が指摘している¹⁵⁾。たとえば、「寛喜三年曆記」(84)では、三月二日条に「臨時祭奉行間子細事、(在)別記、(同)三日条「入夜聊在詩歌会、(子)細在別記、」の記事があるが、併存する非曆日次記に詳細な記事があるから、この「別記」は非曆日次記をさす。

このように『民経記』の場合には、曆記と併存する詳細な非曆日次記を「別記」と呼んでいたが、『勘仲記』の場合には、「別

が併存する非暦日次記をさすとは言いがたい。

遠藤珠紀氏によれば、『勘仲記』には、暦記と非暦日次記が併存する時期と暦記が単独で用いられている時期とがあり、別紙の挿入の有無によってその違いを判別することができる。⁽¹⁶⁾「文永十一年暦記」(830)は別紙の挿入がある暦記であるから、この年は非暦日次記との併用がなかったとみられる。したがって、「在別」の「別」は、暦記と併存する非暦日次記をさすのではなく、「龜山天皇御讓位記」のような別記が存在したことを示すことになる。この「龜山天皇御讓位記」は現存していないが、暦記と連動し、暦記を補完する別記として作成されていたことは間違いないだろう。日記を書き始めたころの兼仲は、父経光の『民経記』とは「別記」の用い方が違っていた。

『勘仲記』自筆本が現存していない正安二年(一三〇〇)正月の日記(国立公文書館所蔵写本)にも、「参近衛殿、相具光資、右大将御慶申奉行、其儀在別記」(十日条)、「行幸儀在別記」(十一日条)という「別記」の存在を示す記事がある。「右大将」は主家の一員である藤原家平であり、その慶申は撰関家の重要儀礼である。十一日条の行幸は、後伏見天皇による朝覲行幸である。遠藤氏によれば、この正安二年正月記は別紙挿入がある暦記の写本であった。この部分は非暦日次記が併存

していなかったとみられるから、この「別記」は非暦日次記をさすものではなく、暦記を補完する別記の存在を示すものだろう。正安二年は、兼仲が日記を書き始めてから二十六年後である。この段階でも兼仲の「別記」は非暦日次記以外のものをさしていた。

「弘安七年暦記」(882)正月十九日条にも「申五位藏人拝賀従事、在別記」という記事がある。五位藏人拝賀従事は、藏人・弁官を歴任する勤修寺流藤原氏や日野流藤原氏にとって極めて重要な儀礼である。この年は二月記から十二月記までの非暦日次記九巻が現存しているが、正月に限って非暦日次記が現存していない。文永十一年と正安二年のあり方からすれば、この弘安七年においても非暦日次記ではなく、「兼仲卿五位藏人拝賀従事記」のような別記の存在を想定した方がいいだろう。なお、非暦日次記が併存する「正応元年暦記」(892)と「永仁二年暦記」(933)には「別記」の記載がない。

『勘仲記』の別記として唯一現存するのが『興福寺上棟別記』(90)である。弘安二年十月二十五日から二十七日まで三日間の記事が本紙十九張に書かれ、巻首に目録一紙が付されている。内容は、兼仲の主人である関白・氏長者藤原兼平の興福寺上棟参列記で、南都下向から宇治還御までが記録されている。行列

の交名には「治部少輔(余)」とあるから、兼仲を第一人称とする日記であることは疑いないが、本文の筆跡が兼仲の筆跡とは明らかに異なる。では、後世の写かといえは、そうではない。紙背文書の閏三月十三日書状は「治部少輔殿」宛であるから、兼仲のもとにあった料紙が利用されたと考えられるし、十一月六日付けの「左中弁殿」宛て書状は、兄兼頼宛ての建治元年の文書である。記主や家族宛ての数年前の書状が料紙として利用されていることは、ごく一般的な日記のあり方である。

本文は異筆であるが、本文に施された修正の文字は、見慣れた兼仲の筆跡である。そのことから、第三者に書かせた日記に兼仲が手を加えたものであるとみていい。では、その修正はどの程度のものなのか。散見されるのは、よく似た文字の修正である。例えば「令」を「之」に直していたり、「画」を「多」「留」に、「乎」を「手」に、「皮」を「彼」に、「停之」を「役之」に直していたりする。修正前の文字ではまったく意味が通じないから、書写者は内容を考えずに写しているだけで、本文が書写者による作文ではないことを示している。おそらくは兼仲が作文したものを、公事に通じていない家人に写させたのだと思われる。兼仲が使わない「余」の表記を自称に用いているのは、下書きの「予」を勝手に「余」に書き換えてしまったのだろう。

この年の非暦日次記は正・二月記、三・四・五月記、秋記のみ現存しており、この別記と連動する日次記は確認できない。

別記と題される日記は、この「興福寺上棟別記」しか現存していないが、非暦日次記のなかに別記は紛れ込んでいないだろうか。別表に示した日記の所収月日を見ると、前欠でないにもかかわらず、一日から晦日までという一般的な日次記とは異なった所収月日をもつ日記が三卷みられる。「建治元年十月記」(7531)、「弘安九年春記」(756)、「正応二年四・五月記」(823)である。また、「弘安九年春記」は三月二十六日という中途半端な日付で終わり、これに接続する「弘安九年三・四月記」(828)が二十七日条から始まるという意図的な巻の変更がみられ、「正応二年四・五月記」も五月五日条で終わるといふ不自然さをもつ。そこで、これらの巻の性格を考えてみよう。

現存する最古の非暦日次記である「建治元年十一月記」は、冒頭に「建治元年十月廿一日、天晴、風静、今日鷹司大殿(兼平)令蒙撰政詔給」とあり、この記が一日から始まる通常の日次記ではなく、主人兼平の任撰政を契機として二十一日条から書き始められた日記であることは明らかである。現状では、十一月一日条から分巻されているが、もともとは十一月三十日条までが一巻だった。記事のなかには、兼平の撰政・氏長者へ

の就任とは関わらない熙仁の立親王（十月二十七日条）、立太子（十一月五日条）、日吉臨時祭・延暦寺衆徒蜂起（十一月十八日条）などの記事もあり、「鷹司大殿任撰政記」から離れて日次記化し、氏長者に関わる法成寺御八講初日である十一月三十日条で巻が終わっている。次の「建治元年十二月記」(21c)は、冒頭に「建治元年十二月」と一行立てて、一日の法成寺御八講第二日の記事がある。体裁としては通常の日次記の形で書き始めている。この巻は十四日条の撰政詔書覆奏記事のあと、十五日条の法勝寺大乘会への龜山上皇臨幸の記事を書き終えたところで、一行分の空白を設けて、「入_レ夜前殿下令_レ遁_二大名_一御之後、始有_二御出仕_一」以下の兼平息基忠の再出仕の記事と春日社維摩会僧名定の記事を書く。そして最後は「十八日」と日付を書いて筆を止め、そのあとに十七行分の空白を残している。意図的にここで書き終えていることは明らかだろう。「建治元年十一月記」末と「建治元年十二月記」の初めは、日次記と差異がなくなっていたが、「建治元年十二月記」は再び「鷹司大殿任撰政記」を意識して攔筆しているとみていい。

「弘安九年春記」は、「弘安九年正月五日、壬申、晴、為_二頭宮内卿経頼朝臣奉行_一、来三月可_レ有_二行幸春日社_一、可_二奉行_一之由、被_二仰下_一、申_二領状_一了」で始まるから、この巻に正月一

日から四日条は存在せず、五日条から書き始めていることが明らかである。三月に後宇多天皇の春日行幸が行われることになり、この日、藏人頭を通じて、兼仲に行事藏人としての奉行が命じられたのである。兼仲は「邂逅重事、応_二清撰奉_レ之、可_レ謂_二面目_一者也」と、その喜びを記し、早速に陰陽師を召して日次を風記に載せて注進させている。白馬節会や龜山上皇の石清水參籠などの記事もあるが、大半は春日行幸の準備過程に関する記事である。この日記は「後宇多天皇春日行幸記」を意図して書き始められ、書き続けられたとみていいだろう。この巻の末尾は、行幸前日に当たる三月二十六日条で、最後の行がちょうど紙替わり部分の上に書かれている。その先にまだ二紙が貼り継がれていて、二十七日条をこの巻に書くことも可能であったが、すでに二十六紙を費やして記しており、詳細な行幸当日の記事は別の継紙に書くことにしたと思われる。

三月二十七日条から始まる次の巻(28c)は「弘安九年三月廿七日、甲午、昨日雖_二雨降_一、自_二曉更_一属_二晴_一、今日天皇可_レ有_二行幸春日社_一、予可_レ令_二奉行_一之間、自_二去夜_一祇_二候禁省_一、細々事為_二申沙汰也_一」と、年号・月を伴って書き出し、二十七日当日の記事を十九張分、還御する翌二十八日の記事を九張分記す。三月二十九日分は記事を書いていないが、龜山上皇から行幸行

事を讀えられたことや行幸勸賞に関する四月一日条を一張分に記して、この巻を書き終えている。末尾に白紙一紙を残しているから、意図的に勸賞交名で記事を終えたのである。

四月一日条は、「弘安九年四・五月記」(888)としても残されている。888で詳しく記した勸賞のことは「奏勸賞事」の四文字に集約されていて、改行して梅宮祭、兼平の還御、匂平座、更衣の記事が続く。この巻の末尾は五月二十九日条になっているから、非暦日次記としての「弘安九年四・五月記」の体裁になっている。日次記と重複する四月一日条の存在を考えても、888と889の二巻は、事実上、「後宇多天皇春日行幸別記」だと考えていいだろう。春日行幸に供奉した兼平の四月一日の還御が888の末尾ではなく、日次記の888に書かれていることを考えると、「後宇多天皇春日行幸別記」を書いた兼仲は、撰閲家の家人としての意識ではなく、行事蔵人の日記としてこの別記を書いている。

この887・888には、原初的な題名を示す端裏書や原表紙は残っておらず、現在の題簽にも「兼仲卿記」とあるのみで、別記としての位置づけは示されていないが、『広橋家日記書籍等目録』一一(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収「目録」には「春日行幸別記上」(弘安九年)の記載がみえる。これは、この

887・888が後世の広橋家では「春日行幸別記」と見なされていたことを示している。

ここで注意すべきは、日付が重複する末尾の四月一日条を除いて、この「別記」が、日次記と連動しつつも、日次記と切り離された「別記」として存在するのではなく、日常的な日次記作成のなかで、日次記を意図的に別記的にさせるといふ形で作成されていることである。その点では、887・888は日次記でもあり、別記でもあるということになる。

「正応二年四・五月記」も「正応二年四月十三日、壬戌、晴、日中懺法読畢、令_レ休息、申斜自_レ近衛殿兼俊奉書到来、可有_レ宣下事、其間事有_レ可_レ被_レ仰之子細、今間可_レ参仕_二之由、被_レ仰下_一」と、四月一日ではなく、十三日条から書き始められている。兼仲の主人である右大臣藤原家基に対する関白宣下から記事が始まり、一連の就任行事が記されている。この巻の前に当たる「正応二年三月記」(812)は一日条から始まっているが、晦日までの記事はなく、二十日条の去閣作文の記事が「以_二角殿殿上_一為_レ其所、題_一」と記して中途半端な形で終わった。後欠ではなく、十三行分の空白を残してである。おそらく兼仲はこの三月二十日以降日記を記しておらず、四月十三日に関白宣下があったことで、意を新たに別紙の継紙に

日記を書き始めたのだろうか。

月が変わった五月一日以降も同じ継紙に記し続けるが、五月の記事は伏見天皇や春宮に立てられたばかりの胤仁親王周辺の記事が多く、家基に関しては、四日・五日の「参_三殿下」、申_三条々_二程度の記事に過ぎない。そこで、五日をもって擱筆してしまつたと考えられる。別記「近衛殿任関白記」の様相を呈する日記であるが、巻首端裏には「正応二年四五月記〈五月在_レ別〉右中弁藤原兼仲」の原題が付されている。兼仲の意識のなかでは、この巻は「近衛殿任関白記」ではなく、あくまでも「正応二年四五月記」だったのである。この巻は五月五日で書き終えているが、五月記は別にも存在していたことを示すのが「五月在_レ別」の意味するところだろう。

三、筆録の意識と方法

前章の最後では、端裏の題にみえる兼仲の筆録意識について言及したが、他の巻の端裏書にも兼仲の意識があらわれている。「建治二年正・二月記」(755)「建治二年秋記」(756)の署名は「正五位下治部少輔兼仲」、「建治二年十一月・十二月記」(757)は「治部少輔兼仲」、「建治三年春記」(758)は「治部少輔」で

あるが、次に署名がある「弘安四年夏記」(767)からは「殿下執事」、「殿下執事治部少輔」(768)、「正五位下治部少輔殿下執事」(769)、「殿下執事治部少輔兼仲」(770)と署名するようになっていく。位階・官職に変化はないが「殿下執事」が兼仲のアイデンティティーになっていくのである。兼仲は建治元年(一二七五)十一月二十八日から藤原兼平家の政所別当であったが、建治二年記に「殿下家司」とは記されていない。建治三年二月に兄兼頼が亡くなり、兼仲がこの家の家長となって、兼平を支える執事別当に就任したことは大きく、この時期の『勘仲記』は、撰関家執事別当の職務を記録する日記という性格をもっていた。

次に署名が変化するのは、「弘安九年秋記」(791)で、「藏人治部少輔」(791・792・796・799・800)の署名になる。兼仲が五位藏人に補せられたのは弘安七年(一二八四)正月十三日であるが、弘安七年の日記には署名がない。『職事補任』によれば、兼仲の藏人就任時には、上首として平仲兼・藤原定光が在任していた。仲兼が弘安八年三月に藏人を去り、定光も同年七月に死去したため、弘安八年には兼仲が五位藏人の上首になった。最上首となったことで藏人としての自覚が強まり、「藏人治部少輔」の署名をするようになったのではなからうか。弘安十年

十月に後宇多天皇から伏見天皇への代替わりが行われるが、再任された兼仲が筆頭の五位藏人であることには変わりがなかった。弘安七年記以降、撰関家行事に関する記述量は少なくなり、藏人として公事に関する記事が増える。しばしば撰政亭に赴いてはいるが、藏人として撰政に内覧するためであって、撰関家の家政を遂行するためではなくなっている。

以後、署名のある巻は少なく、「正応二年四・五月記」(83)の「右中弁藤原兼仲」、「正応五年十一月記」(816)の「藏人頭春宮亮」、「永仁元年十二月記」(824)の「権中」¹⁾が確認できるのみである。

日記を書き始めて間もないころの兼仲の筆録姿勢は、記録の充実化、補完を強く意識したものだ。『建治元年十・十一月記』では、この巻が「鷹司大殿任撰政記」という性格をもつにもかかわらず、冒頭の十月二十一日条のなかに、「今日異国牒状有評定²⁾、左大弁具房卿読申牒状³⁾、参仕公卿并其趣可尋記⁴⁾者也」と記して、第一張の末尾四行分と第二張の冒頭八行分の空白を予め設け、九行目から「及晩新中納言(資宣卿)参入、着障子上端座⁵⁾」以下の後続記事を記す。後日、参仕の公卿に関する情報を得て、第一張末の記事の最後に続けて「相国・内府・土御門大納言(定実)・治部卿・大理・左大弁、堀

川大納言・帥兩人不参云々」と二行にわたる書き込みをしているが、異国牒状の内容に関する情報は入手できなかったとみえて、計十一行分が空白のままになっている。第十九張末に記された十月二十七日条の熙仁親王宣下の記事でも、「御侍者・藏人等可尋記⁶⁾」として、継がれた第二十張の冒頭六行を空け、それに続く新院姫宮魚味始の記事でも、「参仕公卿・陪膳・役送可尋記⁷⁾」と記したまま五行分を空けて後日の補入を予定したが、いずれも補完が叶わず空白のままとなってしまった。また、この巻の第五張から第八張にかけては、四紙の宣旨・詔書⁸⁾を継ぎ入れ、その冒頭に「後日相尋官外記統加之⁹⁾」と書き入れている。『勘仲記』全体を通じて、自ら発給した文書の書様を書き載せていることは多いが、関係文書を取り寄せてまで別紙を継ぎ加えていることは必ずしも多くない。この「建治元年十・十一月記」の場合は、日記を書き始めて間がない兼仲の強い意欲の表れだろう。

この記の十一月七日条には兼平家政所が発給した文書の案文を写し留めているが、この日の記事の末尾の行の下に、後日「今日被補¹⁰⁾内堅頭、祇候侍」と書き、翌八日条との行間に、小書きで「助康子息助有所被補也、以御教書仰之¹¹⁾」続け、さらに小さな文字で二行にわたって御教書の案文を記してい

る。そして上部欄外に「内堅事」以下「為後日記之」までを七行にわたって小書きしている。後日得た情報を行間補書の形で補うことは、『勘仲記』全体を通じて随所に見られる。末尾部分が記入に時間差のある記事であることは、自筆本だからこそわかるのであって、写本になってしまつて読み取れない情報である。

「弘安十年七月記」(798) 十三日条は、諸国申請雑事定文三紙と文殿勘文一紙を貼り込み、「官続文」と右肩に書き入れた越中国司宛て太政官符(治暦元年)・越中国宛て官宣旨(保延六年)三紙、越中守申文(弘安十年)二紙、淡路国司宛て太政官符(大治二年)二紙、淡路守申文(弘安十年)二紙、紀伊国司宛て太政官符(嘉承三年)一紙、対馬守申文(弘安十年)四紙を継ぐ。この七通の文書は家人に写させたようで、誤脱を修正する手が入っている。そのあとの幅の短い一紙に書かれた兼仲筆の日記本文五行があり、さらに定文六紙を貼り継いでいる。弘安十年(一二八七)は兼仲が藏人を強く意識して日記を書いてきた時期に当たる。これらの文書は、「大臣被_レ下_二職事_一、職事令_二諸卿_一可_二定申_一之由宣下也、為_レ令_レ知_二子孫_一委記之」と記した上で張り込まれているから、職事(藏人)の職務遂行のために必要な情報を子孫に残すために貼り込んだのである。

「正応元年正月記」(801) 正月十日条に「官例所_二続加_一也」として五紙の文殿官例があり、「正応元年二月記」(802)では大蔵省や内蔵寮発給文書が継ぎ入れられている。「正応元年四月記」(804)では僧事聞書・女叙位聞書・折年穀奉幣使定文などの人事関係文書を貼り継ぐ。「正応元年五月記」(805)に貼り込まれているのは、南所申文・陣申文目錄など弁官の職務に関わる文書である。兼仲は弘安十年十二月十日に右少弁となった。翌正応元年の前半は、弁官としての日記を充実させるために文書の貼り込んだり、発給文書の案文を書き入れているのである。

暦記の場合には、数日の時間をおいて記事を書き入れる際に、間違つた日付の部分に書き入れてしまい、正しい日付部分に挿入符を入れて、そこまでを線でつなぐこともしばしば見られる。これは『御堂閔白記』を始めとして、具注暦にはよくみられることである。¹⁹⁾

「建治二年正月二月記」では、正月一日条に裏書が用いられている。表には関連記事がない法成寺五大堂御修法と撰閲家の朱器節供についての記事が五行にわたって書かれている。行間補書では収まりきらず、紙継ぎする程の分量でもないから、この手法が用いられたのだろう。『御堂閔白記』などでは、表書

と裏書の使い分けがあり、私的なことや和歌などは裏書に書いていた^②。ところが、『民経記』や『勘仲記』では暦記と非暦日次記との間に使い分けはあっても、表書と裏書との間に使い分けはなかった。「弘安九年十二月記」(793)では、出仕しなかった十三日の記事に「予番頭卿勤仕之、今日今上親王行啓始、俊光奉行、在裏」と行間補書しながらも、その「在裏」に該当する裏書がないというケースもある。

「建治二年秋記」(756)では、七月二十二日条や八月十三日・十五日条など「可尋記」「委細事可尋記」としながらも空行を設けない記事が登場する。八月十九日条では、本文中に「伝聞、参仕公卿殿下・前内大臣(師継公、)以下十一行にわたって文人や御遊の所作人の名を記した後、「就伝説記之」といったん書いてから、右横に「後日」と書き、「伝説記之」の部分の上に「大納言殿」と情報源を重ね書きし、その下に「仰記之」と書いて、次の行事進行につなげている。「伝聞」は第三十一張の二行目に当たるから、恐らく、大納言殿すなわち藤原兼忠から情報を得たことで、もともとは「可尋記」と書いてあった第三十一張の紙を剥がして取り替えて、この部分を補ったのではあるまいか。事前に空行を空けておかずとも、事後の情報にに応じて、裏書きしたり、本紙を改変したりする方法にたどり着

いたということなのだろう。

後聞記事の書き方がすべてこの方法だったわけではない。「弘安二年三・四・五月記」(763)の三月十七日条の「後日伝聞、有御贈物云々、御装束(御直衣、)一具・御宿衣一領、両御方被進御牛云々、御共人々中檀紙百帖被積之云々、遊君推参御船辺、給五明少々云々」は料紙の中程に書かれている。

この十七日から十九日まででは兼平の難波江館下向から還御までの記事で、ほぼすべてが伝聞である。兼平の還御以降に三日分の記事が書かれたとみられる。「後日」はそのなかでの時間差なのだろう。さらに、「弘安四年八・九月記」(789)の八月十八日条は、「晴、自今日被始行秋季御読経、寛元以後久不被行歟、藏人兵部権大輔仲兼奉行、定已下公卿可尋記」と書き、続けて「伝聞、官方奉行左中弁雅憲朝臣早出、不行伝聞、無人于下知、左大弁宰相腹立」「後日経奏聞、以外嚴密有_レ其沙汰、且如何様可有_レ沙汰哉之由、可被申合殿下云々」と三段階に分かれた情報が一日分の記事として書かれている。これを可能とするためには、翌朝ではなく、数日後にまとめて日記を書いていると考えざるを得ない。兼仲の場合、墨色や筆致から、数日分ずつまとめて日記を書いているのではないかと思わせることが多い。なかでも「弘安七年十二月

記」(〇〇)は、兼仲が「物念之余、随案出書之、(定)僻事多歟」子孫可「見直者也」の奥書を書いている。兼仲はこの月の日記を書いておらず、後になって思い出しながら、ひと月分の日記を書いたという意味なのだろう。『九条殿遺誡』から導き出される、毎朝、前日の出来事を日記に記す貴族の姿は幻である。

「建治三年春記」の正月七日条(白馬節会・御元服賀表記事あり)末尾に九行の空白があり、十日の龜山上皇石清水御參籠記事の「供奉人可尋記」のあとにも二行の空白がある。「弘安元年冬記」(〇〇)の場合、意図的に空行を設けているのは、十月十四日の興福寺上棟日時、二十二日の龜山上皇宇治御幸という撰閲家にとって重要な行事についての記事で、同じ撰閲家の行事でも日常的ともいえる十一月八日の兼平官方吉書記事は「其儀可尋記」と書きつつも空行を設けていない。重要度に応じて勘案していたのだろう。

兼仲は、日記への書き込みや貼り込みとは別に、日記と連動する別紙を作成していた。兼仲が龜山院院司となった弘安五年の秋記から五位藏人在任期にかけて、「仰詞在別紙」(同年九月二十八日、弘安七年四月二日・八月七日・十月十五日条)「仰詞在別目六」(弘安九年五月三日条)の文言がみられるよう

になる。「奏事目録」と呼ばれる文書の作成である²³。撰閲家の内覧に際しても、「参殿下」内覧神宮条々已下事、「目六在別紙」(弘安七年三月十九日条)、「内覧条々事、目六、(在別紙)」(同年閏四月十日条)とあって、内覧の事項と仰せを書き留めた目録を作成していたことがわかる。

事書と仰詞のみが記された奏事目録とは異なる様式の目録もあつたようである。弘安七年七月十日条に「書様在目六」とある「目六」は、成功功人宣下の書式を載せたものである。こうした文書の書式集・案文集も「目六」と呼ばれたのだろう。

弘安六年十月九日条では、兼仲が仕える室町院が主催した安嘉門院追善仏事を奉行した際に、「兼日沙汰事委雖見文書、大概注付之」と記しており、この追善仏事に関係する「文書」がまとめられていたことを窺わせる。同じく主家である撰閲家に関しても、同年十二月の法成寺御八講について「問者・注記下書所給寺家也、書様如例、見文書」とある(一日条)。日記に文書が書き留められていないから、発給文書の案文集が別にあつたと思われる。藏人になってからは、「大宮院被申合爵事、今日宣下吉田中納言了、書様在三符案」(弘安七年二月二十七日条)とあるような「符案」と呼ばれる発給文書集を作成している。御書所作文を奉行した時には、室札に関して「色

目等見「雜文書」(弘安七年三月二十日条)と書いているから、行事遂行にかかわる文書が日記とは別に保管されていたことがわかる。こうした「雜文書」については、日野流と同じく藏人・弁官を歴任する勤修寺流藤原氏の讓状に見え、家記とともに家継承者に譲られていたことが知られる⁽²⁴⁾。

兼仲が藏人として奉行を勤めた春日行幸に際しては「兼日事条々篇目、委見「帖帳」、仍不_レ及_レ三記付」という記事がある(弘安九年三月二十八日条)。目録的な「条々篇目」を書き込んだり、文書を張り込んだりした「帖帳」という帳面がつくられていた。兼仲は、日記をさまざまな手段を使って充実させるとともに、院司・藏人・弁官になると、日記と連動する目録・文書集を作成して、職務をこなしていたのである。

おわりに

一章では『勘仲記』の現状と改装前の藤波家所蔵時代のあり方の違いを『藤波家蔵文書記録目録』から復元し、原本の観察から、兼仲筆録時以降の装訂の変化を指摘した。第二章では、曆記と非曆日次記、別記との関係が父経光の『民経記』とは異なり、曆記のみを書き非曆日次記を併用していないときに「別記」を書いたこと、現在、別記とは称されていないが、別記を意識

して書いた巻があること、ただし、兼仲自身、その別記と日次記との区別がややあいまいであったことを指摘し、異筆である『興福寺上棟別記』の性格についても言及した。そして第三章では、端裏書にある署名の自意識と記事内容が連動していること、兼仲が文書の貼り継ぎ・行間補書・裏書・料紙替えなど、さまざまな方法を使って日記を充実させようと、公事遂行のために別紙の目録や文書集・雑文書を用いて、それを日記と連動させていたことなどを述べた。

活字本から一部の文字列情報だけを取り出して利用することは容易く、活字本の情報で「日記論」を唱えることも可能ではある。しかし、自筆本がもつ文字列以外の情報を読み取って、記主の筆録意識や日記のあり方を探り、さらにはその日記を含む史料群の性格を踏まえて考えることも重要である。こうした学問的なアプローチなくしては、史料の表面をすくっただけになってしまふ危険性がある。本稿が日記のあり方を考える一助となれば幸いである。

注

(1) 高橋秀樹「広橋家旧蔵「兼仲卿曆記」文永十一年」について」(『国立

- 歴史民俗博物館研究報告」七〇、一九九七年。
- (2) 『中世の日記の世界』(山川出版社、二〇〇三年)。
- (3) 『古記録入門』(東京堂出版、二〇〇五年)、『玉葉精読』(和泉書院、二〇一三年)、「史料を精読するということ」(『日本古書通信』二〇一四、二〇一四年)、「古記録読みの対話と格闘」(『史学研究集録』四三、二〇一九年)。
- (4) 広橋家所蔵の近世写本は、この重書とは別に、藤波家を經由せずに流出し、一部は京都府の所蔵に帰した。京都学・歴史館には、「広橋蔵書」の印がある図書が一七八点所蔵されている(西村隆「公家の蔵書印を有する図書―広橋・柳原・日野等―」(『資料館紀要』三五、二〇〇七年)。その流出時期は、重書の藤波家への移動とほぼ同時期の明治四十年代である。そのほか、藤波家から、あるいは広橋家から流出した広橋家旧蔵本が、宮内庁書陵部・国立国会図書館・国立公文書館・東北大学・東京大学・國學院大学・東京理科大学・明治大学・早稲田大学・京都大学・天理大学・京都文化博物館・下郷共済会などに所蔵されている。
- (5) 佐々木信綱「岩崎文庫所蔵明恵上人歌集に就きて」(『明恵上人歌集に就きて』岩崎文庫、一九一九年)。
- (6) 村口半次郎「酒竹文庫及び和田維四郎氏」(『紙魚の昔がたり』臨川書店、一九七八年、初版一九三四年)。
- (7) 同右。
- (8) 広橋本の移動については、『大日本古記録 民経記十一』(岩波書店、二〇〇七年)の解題を参照した。
- (9) 『国立歴史民俗博物館資料目録』二三 広橋家旧蔵記録文書典籍類(『国立歴史民俗博物館、二〇一九年)。「広橋家旧蔵記録文書典籍類」の史料については、既刊本のほか、高橋研究室蔵の写真帳によった。本文中の書名の後の()内に国立歴史民俗博物館の架蔵番号を示した。
- (10) 高橋一樹「兼仲卿記断簡」(『日本歴史』七三八、二〇〇九年)。
- (11) 二〇二二年八月末段階で、館蔵資料データベースには未掲載。史料写真の一部は、『思文閣古書資料目録』二六三(思文閣出版、二〇一九年)に掲載されている。
- (12) 尾上陽介「東京理科大学近代科学資料館所蔵『具註曆 仮名曆』について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八年)。
- (13) 伴瀨明美「史料編纂所所蔵『古文書目録』」(『藤波家蔵文書記録目録』(『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三年)。
- (14) 通常は単に「日次記」と呼ばれているが、曆記も日次記であるので、それと区別するために「非曆日次記」の称を用いることとする(『掲『古記録入門』)。
- (15) 『民経記』と曆記・日次記(『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年)。
- (16) 『勘仲記』にみる曆記の特質(『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年)。
- (17) 『勘仲記』には、一部が異筆で書かれている巻がもう一卷ある。「弘安七年六月記」(82)で、一日条から十三日条途中まで(第一張から第九張途中まで)が兼仲の筆跡ではない。この部分のみ他筆で書かれている理由は不明である。
- (18) 遠藤前掲論文。
- (19) 倉本一宏氏は、『御堂関白記』を読む(講談社、二〇一三年)のなかで、自筆本寛弘五年(一〇〇八)九月十一日条にある敦成誕生、賜祿記事の次の〇印と、十日条の間空きに書かれた臍の緒を切るなどの記事とを結び圏線について、「想像をたくましくすれば、どうしても紙背に記録したくなかった道長は、十日の部分になだれ込んで記したものの、案外に記すべき記事が少なかった(中略)『御湯鳴弦』以下の記事を十一日の部分に記したところであろうか」とし、

この圏線を引出線と考える。しかし、○印と線、それとつながる十日条途中からの記事は、十日条の他の記事とも、十一日条の記事とも墨色が異なっているから、この部分が後日の書き入れであることは間違いない。後日、記事を書き入れたときに十一日の間空きに書くべきところを誤って十日の間空きに書いてしまったために、十一日条に挿入符として○印を付け、書き入れ記事の右肩に打った○印とを線で結んだのである。筆者は、平安時代から戦国時代までの自筆本を原本・写真の形で数多くみてきたが、引出線に出会ったことはない。

(20) 高橋秀樹「古記録と仮名日記」(『平安文学史論考』武蔵野書院、二〇〇九年)、倉本一宏「『御堂関白記』の裏書」(『御堂関白記』の研究) 思文閣出版、二〇一八年、初出二〇一五年。

(21) 『民経記』における暦記と非暦日次記との使い分けは尾上前掲論文、『勘仲記』のそれについては遠藤前掲論文に詳しい。

(22) 奏事目録の実物として、『後花園院三十三回忌曼荼羅供雑事文書』(8)のなかに、文亀二年(一五〇二)十一月十八日の奏事目録(広橋守光作成)が伝わっている。

(23) 符案の実物として、国立歴史民俗博物館所蔵「田中穰氏旧蔵典籍古文書」のなかに、甘露寺家・中山家伝来の符案をまとめた『案文書類卷』がある。

(24) 高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立と展開」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年)。

【付記】本稿は、二〇二〇年度東京大学史料編纂所一般共同研究「藤波家旧蔵史料の調査・研究」(研究代表者高橋秀樹)、および二〇二一年度国立歴史民俗博物館共同研究「『広橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する研究」(研究代表者家永遵嗣)の成果である。

